

**タブレット型コンピュータの貸出調査について
(小学校第1～5学年・中学校第1・2学年用)**

平素から、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ICTを活用した、いわゆるオンラインで学校と各家庭との連携や児童生徒の家庭学習の充実を図るため、令和2年5月18日にご家庭のインターネット等の環境について調査させていただきましたが、京都市においては、再度の臨時休業等を想定し、インターネット環境のないご家庭や最終学年となる小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒分のタブレット端末の調達を緊急に進めているところであります。

については、**再び臨時休業となつた際に小学校1～5年、中学校1・2年の児童生徒**がおられる家庭において、以下の想定事例で子どもが使用できるタブレットやパソコン等端末（スマートフォンを除く）が一台もない又はインターネット環境（光回線等の高速、定額制）のない家庭に、今年度においては、計1台のタブレット型コンピュータの貸与を検討しており、改めて必要数の調査を実施します。

利用想定事例	<input type="radio"/> ホームページを活用した学習課題や情報を確認する。 <input type="radio"/> テレビ会議システムを活用し教員と面談する。 <input type="radio"/> 学習動画コンテンツを視聴するなど。
--------	--

ご家庭の状況が以下のア、イの場合は、下記の貸出希望票①の当てはまる方に○印を記入のうえ、7月29日までにご家庭ごとにご返答ください。

- ア インターネット環境（光回線等の高速、定額制）はあるが、子どもが使用できる端末が1台もない（小6・中3生への別途での貸出分は除きます）ご家庭…「ア Wi-Fi端末」に○
 イ インターネット環境（光回線等の高速、定額制）のないご家庭…「イ LTE端末」に○
 ウ インターネット環境（光回線等の高速、定額制）があり、子どもが使用できる端末も1台以上あるご家庭…提出不要です。

お子様の兄弟・姉妹が市立小学校・市立中学校・市立総合支援学校において、複数の校種に在籍される場合は、市立中学校（市立中学校の在籍がない場合は、市立総合支援学校へ）へ、また、同一の学校に在籍の場合は、最年長の学年に提出願います。

なお、貸出にあたりましては、今後、本市で定める貸出規約に基づき行う予定ですので、あらかじめご了承ください。

※ 前回の調査結果を踏まえ、調達を進めております。前回の回答でお子様が利用できるタブレットやパソコン等端末が1台以上あるご家庭については、そちらの端末をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

[インターネット環境（光回線等の高速、定額制）があり、子どもが使用できる端末も1台以上あるご家庭は、提出不要です。]

<貸出希望票①> 小学校第1～5学年・中学校第1・2学年用

京都市立樺原中学校 年 組 【 】

下記タブレット型コンピュータを希望します（どちらかに○印をつけてください）。

ア Wi-Fi端末

イ LTE端末

※市立小・中・総合支援学校に兄弟・姉妹がおられる場合は、以下の表にお子様の氏名等を記入ください。

氏名	学校名	学年・クラス
	京都市立	年 組
	京都市立	年 組
	京都市立	年 組